

兵庫県公報

平成28年12月13日 火曜日 第 2858 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	10
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（神戸県民センター）	10
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	10
○ 同 上（西播磨県民局）	11
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 入札公告（管理課）	15
○ 同 上（同）	18
企業庁公告	
○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	21
○ 同 上（北摂広域水道事務所）	24
○ 同 上（東播磨利水事務所）	27
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（姫路利水事務所）	34
○ 同 上（同）	37

告 示

兵庫県告示第1045号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
女子	平成29年1月29日（日）から同月30日（月）の指定されたいずれか1日	平成28年12月19日（月）から平成29年1月25日（水）	陸上自衛隊千僧駐屯地 又は 陸上自衛隊姫路駐屯地 （受付時に告知）	試験時に告知	採用予定通知に記載

2 問い合わせ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 （神戸防災合同庁舎4F）	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 （インペリアル・トラストビル3F）	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10（宮浦ビル1F）	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1（神戸留学生会館2F）	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（伊丹駐屯地内）	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5（グランドハイツコーワビル2F）	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3（第2三建ビル2F）	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 （加古川産業会館JAビル7F）	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地（青野原駐屯地内）	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240（大手前ダイネンBLD）	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2（柏原センタービル2F）	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

あまじ区土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

楠 田 藏 人

神崎郡市川町甘地79番地の3

同

有 川 正 治

大阪府大阪市東住吉区南田辺3丁目25番18-104

		号
同	中 野 榮 喜	神崎郡市川町甘地394番地の4
同	中 野 一 木	同 郡同 町甘地190番地の1
同	安 積 俊 一	同 郡同 町甘地202番地の1
同	山 本 育 良	同 郡同 町甘地418番地
同	山 本 貢	同 郡同 町甘地635番地3
同	葛 尾 忠 司	同 郡同 町甘地851番地3
同	村 田 達 哉	同 郡同 町近平307番地の1
同	橋 本 勝 司	同 郡同 町甘地659番地の1
同	山 本 芳 樹	同 郡同 町甘地371番地
同	藤 原 茂	同 郡同 町下瀬加440番地の2
監 事	有 川 正 俊	同 郡同 町甘地139番地の1
同	小 西 茂	同 郡同 町甘地730番地1
同	楠 田 一 利	同 郡同 町近平376番地の3



兵庫県告示第1047号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年11月25日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	(桜)上池地区	平成28年12月13日から 平成29年1月10日まで	神 崎 郡 福崎町役場



兵庫県告示第1048号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成26年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字竹野町川南谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市竹野町川南谷の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成27年12月まで

- (3) 成果の名称
豊岡市（大字竹野町川南谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市竹野町川南谷の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成26年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町河江の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市日高町河江の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町河江の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市日高町河江の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字伊賀谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市伊賀谷の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年11月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字宮井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市宮井の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年11月から平成27年12月まで

- (3) 成果の名称
豊岡市（大字栃江の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市栃江の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年11月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町久斗の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市日高町久斗の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成25年2月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字岩井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市岩井の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 10 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成25年6月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字新堂の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市新堂の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 11 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成25年10月から平成27年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字岩熊の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市岩熊の一部
- (5) 認証年月日
平成28年11月30日
- 12 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成25年10月から平成27年12月まで

兵庫県告示第1050号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成28年11月23日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域
豊岡市大磯町、城南町、桜町、立野町、大手町、泉町、元町、小田井町、幸町、若松町、上佐野、九日市上町、九日市下町、下宮、庄境、江本及び加陽地内



兵庫県告示第1051号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成27年11月30日から平成28年3月25日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年12月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年12月13日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 東中下板井線	丹波市春日町東中字佐中2135番5から 同 市春日町東中字佐中2135番5まで	旧	1.0から 5.0まで 1.0から 15.0まで	1,012.0 2,405.0	予定地
		新	2.0から 16.0まで	2,405.0	



兵庫県告示第1053号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
芦屋市
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成28年12月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び芦屋市都市建設部都市計画課



兵庫県告示第1054号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
小野市
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成28年12月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び小野市地域振興部まちづくり課



兵庫県告示第1055号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
西播都市計画道路

- 3. 4. 101号西部幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
相生市竜泉町、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、那波字袋地、字落矢ヶ谷、字乳母ヶ懐、字東矢之谷、字赤面谷、字奥之寺、字深邊、字小オヶ谷、字馬通、字木場及び字鍋崎並びに那波南本町
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成28年12月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び相生市建設農林部都市整備課



兵庫県告示第1056号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
山崎都市計画道路
3. 4. 122号本町生谷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宍粟市山崎町山崎字本町、字山田町、字福原町、字北魚町、字伊沢町及び字富士野町並びに上寺字上垣内、庄能字鴻野口、字鴻野、字大歳、字大水戸及び字頼ノ元並びに鹿沢字東桜町
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成28年12月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び宍粟市建設部都市整備課



兵庫県告示第1057号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
香住都市計画道路
3. 6. 1号七日市線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
香美町香住区七日市字馬場先、字大縄地及び字大縄内
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成28年12月13日から同月27日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び香美町建設課



兵庫県告示第1058号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から適用する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

兵庫県酪農農業協同組合	兵庫県酪農農業協同組合	神戸市西区伊川谷町
-------------	-------------	-----------

」

を

「

兵庫県酪農農業協同組合	兵庫県酪農農業協同組合	神戸市西区伊川谷町
関西電気工事工業協同組合	関西電気工事工業協同組合 神戸本部事務所	神戸市兵庫区浜崎通

」

に改める。



兵庫県告示第1059号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成28年12月13日

神戸県民センター長 水 埜 浩

1 指定する土地等の所在地

神戸市北区唐櫃台2丁目41番1号

2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途

(1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

県立神戸北高等学校校庭

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

兵庫県

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(3) 代表者の氏名

井 戸 敏 三

4 指定する理由

阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1060号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年12月13日

阪神北県民局長 村 上 元 伸

- 1 重要調整池の所在地
三田市小野字松池1157番 1 外 6 筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
株式会社そら' i
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
東京都品川区大井 1 丁目23番 1 号
 - (3) 代表者の氏名
富 士 靖 史



兵庫県告示第1061号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第 2 項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第 2 項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年12月13日

西播磨県民局長 早 金 孝

- 1 重要調整池の所在地
たつの市新宮町鍛冶屋
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
株式会社DAIDO
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
たつの市龍野町大道363番地の 1
 - (3) 代表者の氏名
永 井 大 介

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月
農業	A291737	平成29年11月26日	小野市	北播磨県民局	平成28年10月



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス町坪店
所在地 姫路市町坪字豆田445— 1 ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 騒音発生に係る事項

ア 付帯設備である冷凍機用室外機の一部が、「環境の保全と創造に関する条例」の第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、条例に基づく設置届出を確実にすること。

イ 空調機用室外機、冷凍機用室外機及び換気ファン（送風機）が、同条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」又は「姫路市公害防止条例」の第23条に基づく「騒音に係る施設」に該当する場合、条例に基づく届出を確実にすること。

(2) 都市計画に関する事項

ア 申請地は中播都市計画事業英賀保駅周辺地区土地区画整理事業区域内であるため、建築物、工作物を建築する場合は、「土地区画整理法」の第76条による姫路市長の許可を受ける必要があるので留意すること。

イ 同許可内容に変更が生じた場合は、変更許可が必要になるため、留意すること。

(3) 開発行為に関する事項

「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づく事業計画事前申請書の提出を行うこと。

(4) 駐車需要の充足等交通に係る事項

計画地前面道路の市道棚田線について、店舗に起因する渋滞については対策を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年12月13日から1月間

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター塚口

所在地 尼崎市南塚口町四丁目1番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要

(1) 車両の出入口について、協議をすること。

(2) 駐車場法の技術的基準を遵守し、駐車料金を徴収する場合は路外駐車場の届出をすること。

(3) 騒音規制法、振動規制法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する特定建設作業を伴う場合は、各法令の定める期限までに届出を提出すること。

(4) 早朝、夜間の荷捌きについては、苦情が寄せられるケースがあるため、自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内から発生する騒音・振動・悪臭の伝搬について、近隣へ十分な配慮をすること。

(5) 産業廃棄物及び一般廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進すること。

(6) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理すること。

(7) 産業廃棄物を保管する場合は、保管基準に従い、適正に保管すること。

(8) 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は廃棄物処理法の委託基準に従い、適正に処理すること。

(9) 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。

(10) 一般廃棄物を保管する場合は、尼崎市一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管すること。

(11) 一般廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従うこと。

(12) 一般廃棄物がカラス等の被害に遭わないように、適正に管理すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年12月13日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン西宮店

所在地 西宮市林田町51-1

2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 道路交通・騒音に関する事項

周辺道路における来退店車両による安全対策として、以下の対策等を講じられたい。

ア 駐車場出入口に交通整理員を配置し、適切な交通誘導を行うこと。

イ 来退店車両や荷さばき車両の車両等が周辺の生活道路内に入り込まないよう、適切な交通誘導計画を行うこと。

ウ 変更後に交通安全上問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

(2) 周辺住民への周知に関する事項

駐車場に関する変更については、近隣住民に影響を及ぼすおそれがあるため、近隣住民への変更事項の周知に努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年12月13日から1月間



平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成29年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集人員

5名

2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A 4 横書き）

※自営の者は不要。

(2) 申込書類の配布

県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 申込受付開始日

平成29年1月4日（水）

(4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日、祝祭日と重なる場合は前日とする。）

郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。

(5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

5 選考方法

(1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日が属する月の2箇月前の月の25日（土曜日、日曜日、祝祭日と重なる場合は翌日とする。）以降に、書類審査の結果を通知する。

(2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

6 申込みについての問合せ先

県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電 話 番 号 (0799) 82-3455 (平日9:00から17:00まで)

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町蓮池二丁目2番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市花園町2番地の2

株式会社勝美住宅 代表取締役 渡 辺 喜 夫

3 許可年月日及び許可番号

平成28年7月19日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（28高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字中濱2866番18の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市下滝野623番地2
阿 江 眞 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年8月12日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－3－2号（28高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町中村字溜池ノ下504番1から504番4まで、506番1、504番2地先里道
同 郡同 町国岡字前條654番1、655番3、656番11から656番13まで、665番1、665番2、666番1、666番2、669番5、674番1、654番1地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡稲美町国安1108番地
有限会社ハリマ総合開発 代表取締役 松 下 勝 子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年3月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－29号（27稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖西町土師一丁目32番から38番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市淀川区西宮原二丁目6番64号
I D E C株式会社 代表取締役 船 木 俊 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年6月30日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－11号（28たつの）



入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年12月13日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

災害救助用毛布 30,000枚

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成29年3月31日（金）

(4) 納入場所

三木総合防災公園陸上競技場内備蓄倉庫（三木市志染町三津田 1708）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 渡邊

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年12月13日（火）から同月27日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成29年1月23日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年1月20日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成28年12月13日（火）から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（た

だし、12月27日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成29年1月16日(月)午後5時から同月23日(月)午前11時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年12月14日(水)から平成29年1月9日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年12月14日(水)から同月27日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、12月27日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成29年1月16日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月19日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年2月7日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
30,000 blankets for disaster relief
- (3) Delivery period: March 31, 2017
- (4) Delivery place:
Stockpile warehouse of Miki general disaster prevention park
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 December 27, 2016
- (6) Deadline for tender:
11:00 January 23, 2017 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 January 20, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Watanabe, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4937



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年12月13日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
災害用組立式トイレ 155基
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成29年3月31日（金）
- (4) 納入場所
三木総合防災公園陸上競技場内備蓄倉庫（三木市志染町三津田 1708）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 渡邊

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年12月13日（火）から同月27日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成29年1月23日（月）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年1月20日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成28年12月13日（火）から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、12月27日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成29年1月16日（月）午後5時から同月23日（月）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年12月14日（水）から平成29年1月9日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年12月14日（水）から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、12月27日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成29年1月16日(月)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月19日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年2月7日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
155 Assembled toilets for disaster relief
- (3) Delivery period: March 31, 2017
- (4) Delivery place:
Stockpile warehouse of Miki general disaster prevention park
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 December 27, 2016
- (6) Deadline for tender:
15:00 January 23, 2017 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 January 20, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Watanabe, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4937

企業庁公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年12月13日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 橋 丘 真

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 14,578,000キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで
- (4) 履行場所
川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(大分類:燃料・動力類、小分類:電力)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目に関する数値の合計点数が70点以上の者であること。(基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。)
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成28年12月13日(火)から平成29年1月31日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所
〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所
電話(072)799-2071
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間
平成28年12月13日(火)から平成29年1月5日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 森田
電話(078)341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成28年12月14日(水)から平成29年1月5日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成29年2月1日(水)午前10時から
場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)
- (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成29年1月31日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- (3) 入札保証金
契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月30日(月)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。
ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。
入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (4) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年1月5日（木）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことによ

り落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先
前記 3 (2) 又は 4 (2) に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Makoto Hashioka, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
Electricity to be used in Inagawa Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2017 to March 31, 2018
- (4) Delivery place:
Inagawa Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 January 5, 2017
- (6) Deadline for tender:
10:00 February 1, 2017 by direct delivery
17:00 January 31, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年12月13日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 武 市 久仁彦

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,261,000キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで
- (4) 履行場所
三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（大分類：燃料・動力類、小分類：電力）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目に関する数値の合計点数が70点以上の者であること。（基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。）
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成28年12月13日（火）から平成29年1月31日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所
〒669-1314 三田市西野上字上通り152番地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所
電話（079）567-1663
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間
平成28年12月13日（火）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 森田
電話（078）341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成28年12月14日（水）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成29年2月1日（水）午前11時から
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成29年1月31日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月30日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年1月5日（木）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所神出浄水場で使用する電気
予定使用電力量 5,644,000キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで
- (4) 履行場所
神戸市西区神出町田井3-1 神出浄水場
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(大分類:燃料・動力類、小分類:電力)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目に関する数値の合計点数が70点以上の者であること。(基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。)
- 3 契約条項を示す期間及び場所
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
 - (1) 閲覧期間
平成28年12月13日(火)から平成29年1月31日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 閲覧場所
〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1
兵庫県企業庁東播磨利水事務所
電話(078)965-2050
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
 - (1) 交付期間
平成28年12月13日(火)から平成29年1月5日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 森田
電話(078)341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
 - (1) 提出期間

平成28年12月14日（水）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成29年2月1日（水）午後1時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成29年1月31日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月30日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年1月5日（木）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としてしないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshiya Oota, Director of Higashi-Harima Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)

(3) Delivery period: From April 1, 2017 to March 31, 2018

(4) Delivery place:

Higashi-Harima Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 5, 2017

(6) Deadline for tender:

13:00 February 1, 2017 by direct delivery

17:00 January 31, 2017 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年12月13日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 太田 吉 哉

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁東播磨利水事務所加古川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,983,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

加古川市平荘町養老656 加古川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(大分類:燃料・動力類、小分類:電力)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目に関する数値の合計点数が70点以上の者であること。(基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。)

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成28年12月13日(火)から平成29年1月31日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1
兵庫県企業庁東播磨利水事務所
電話 (078) 965-2050

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

平成28年12月13日（火）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 森田

電話 (078) 341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成28年12月14日（水）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成29年2月1日（水）午後2時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成29年1月31日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月30日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年1月5日（木）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としていないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

加えた合計が70点以上であることとする。)

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成28年12月13日（火）から平成29年1月31日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田 4552—1
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）232-5881

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

平成28年12月13日（火）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 森田
電話（078）341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成28年12月14日（水）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成29年2月1日（水）午後3時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成29年1月31日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月30日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。
- イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (5) 入札者に求められる義務
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年1月5日（木）午後5時までに提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (6) 入札に関する条件
- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (7) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法
- ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関

係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先
前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Takuya Miki, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:
Electricity to be used in Himeji Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)
- (3) Delivery period: From April 1, 2017 to March 31, 2018
- (4) Delivery place:
Himeji Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 January 5, 2017
- (6) Deadline for tender:
15:00 February 1, 2017 by direct delivery
17:00 January 31, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年12月13日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 三 木 卓 也

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所市川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,410,000キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで
- (4) 履行場所
姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 市川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(大分類:燃料・動力類、小分類:電力)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期

- 間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目に関する数値の合計点数が70点以上の者であること。（基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。）
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- 電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成28年12月13日（火）から平成29年1月31日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所
〒679-2101 姫路市船津町字平田 4552-1
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）232-5881
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間
平成28年12月13日（火）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 森田
電話（078）341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続
- この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成28年12月14日（水）から平成29年1月5日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所
日時 平成29年2月1日（水）午後4時から
場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (2) 入札の方法
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成29年1月31日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
 - (3) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の

額の入札保証金を平成29年1月30日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年1月5日（木）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としてしないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takuya Miki, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Ichikawa River Industrial Waterworks Office

(3) Delivery period: From April 1, 2017 to March 31, 2018

(4) Delivery place:

Ichikawa River Industrial Waterworks Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 5, 2017

(6) Deadline for tender:

16:00 February 1, 2017 by direct delivery

17:00 January 31, 2017 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Morita, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444